

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証について、令和2年度からの試行結果や職員の審査能力向上の取組の成果を踏まえ、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニユア	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 新たに林業・木材産業を創業しようとする者（新規創業者）については令和2年7月から、他産業から林業・木材産業に参入しようとする者（新分野進出者）については令和3年9月から、それぞれの将来性等を評価した保証引受の試行を開始し、令和4年10月にいずれについても本格導入した。 i) 本格導入に向けて、これまでの取組を検証したところ、新規創業者及び新分野進出者とも、 ① 試行を通じて、審査項目や事業計画書の様式について、償還計画の記載欄の追加など、改善を要する点が確認でき、林業者等の将来性を評価した債務保証を本格導入するためのマニュアル整備に目途が立ったこと ② 試行において採用した手法で林業者等の将来性を体系的に評価し、審査することを通じ、新規創業及び新分野進出を支援できることが確認されたことから、令和4年9月に試行マニュアルを「債務保証審査マニュアル」に統合し、同年10月に林業者等の将来性を評価した債務保証を本格導入した。 ii) これまでは決算書がないために保証審査を行うことが困難であった新規創業者に対し、将来性を評価した債務保証を導入したことにより、保証を通じた林業・木材産業への起業支援に道筋をつけることができた。（令和4年度保証引受実績：8件） iii) 新分野進出者については、林業・木材産業の特性に応じた非財務情報による評価を行えるようになり、保証を通じた他産業から林業・木材産業への参入促進に道筋をつけることができた。（令和4年度保証引受実績：3件）	<自己評価> 評価：A 新規創業者の将来性等を考慮した債務保証の本格導入について、中期目標期間の最終年度までに行うとする当初目標を上回り、令和4年10月に本格導入を達成しただけでなく、信用基金自らの発案により整理した新分野進出者の将来性等を考慮した債務保証も同時期に本格導入したことは、中期目標を上回る大きな成果と認められる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	評価 A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に掲げた林業者等の将来性等を評価した債務保証の導入について、令和4年10月に新規創業者向けの保証引受を本格導入するほか、新分野進出者向けの保証引受の本格導入についても早期達成（通常、最低2年の試行期間が必要など、1年で本格導入。）したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

職員の審査能力向上の取組を実施する。 <目標水準の考え方> ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	行を平成 30 年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。	ルを整備し、令和 4 年度下半期の早い段階で本格導入する。				
---	--	--------------------------------------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(7)	林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回	4 回	
標準処理期間内の処理								
保証審査	7 日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
代位弁済	135 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
出資持分の払戻し	30 日			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
貸付審査	3 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施件数	－	1,616 件	1,562 件	1,558 件	1,380 件	1,177 件	1,081 件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 業務の質的向上を図るため、以下の取組を行った。 i) 求償権の償却手続きについて、「償却作業手順書」を令和4年11月に作成した。この結果、限られた業務時間で効率的に作業できるようになったとともに、初めて当該作業に携わる者でもマニュアルに沿って対応することにより、事務ミスを未然に防止する効果が得られた。 ii) 融資機関等関係団体（556 先）に対する事務連絡等について、従来は郵送で送付をしていたが、対応可能な先については令和4年8月から電子メールに切り替えることとしてメールアドレスの収集を行い、令和4年度末時点で 527 先について電子メールに切り替えた。その結果、送付文書の印刷、送付用封筒への宛名印刷及び封筒への文書封入等に3日ほど要していた作業が削減され、0.5 日程度で送付することが可能となり、事務処理の効率化につながった。さらに、郵送コストも大幅に削減することができた。 iii) 「債務保証審査マニュアル」について、令和4年10月にも改正し、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務保証を本格導入した。さらに、保証引受審査を行	<自己評価> 評価：A 「償却作業手順書」を新たに作成したことにより、効率的かつ適正に業務処理を行う効果が得られたことは大きな成果と認められる。 また、融資機関等関係団体に対する事務連絡等を、郵送から電子メールに変更したことにより、業務に要する時間を3日から 0.5 日程度に大幅に短縮するとともに、郵送コストを削減したことは、事務の効率化の観点から大きな成果と認められる。 さらに、日常の業務を行う中での気づき等を蓄積し、実態に即して「債務保証審査マニュアル」及び「求償権等の管理マニュアル」を見直したことは、業務の適正化・迅速化に大きくつながるもので	評価 A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、効率的かつ適正な業務処理のため、新たに「償却作業手順書」を作成し、初めて携わる者でも事務ミスを防止しつつ対応できるようになったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。	の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の	の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当た	び迅速化に向けた取組は行われているか	う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて考え方を整理した結果、次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。これにより、更に実態に即した審査業務の適正化及び迅速化が期待できることとなった。 ・ 実質管理案件対象の限定 ・ 保証引受に当たっての専決事項の見直し ・ 格付と資産区分の整合性の改善 iv) 「求償権等の管理マニュアル」について、債権管理を行う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて考え方を整理した結果、次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。この改正により、一層実態に即した事務処理の適正化が期待できることとなった。 ・ 予見通知の具体例の追加 ・ 代位弁済に当たって通知文の取扱いの明確化 ・ 求償権の出資持分の処理方法の明確化 ・ 債権回収業者に管理・回収を委託した求償権の取扱いの明確化 v) 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保証割合及び特例保証料率の適正化の状況、保証引受額の減少要因、将来性評価の試行結果等について検証した。これにより、保証割合及び特例保証料率の適正化が着実に進んでいること、保証引受額の現状に歯止めをかける或いは増加に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ制度普及を進めていくこととなった。なお、この結果については、令和5年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 さらに、この内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkairin.html イ 標準処理期間内の事務処理 保証引受、代位弁済等の事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、確実に回収した。	ある。 このほか、標準処理期間内の事務処理、保証料・貸付金の徴収を確実に行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —	
--	---	---	---------------------------	---	--	--

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由としないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	っては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数				
---	--	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業信用保険業務			平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)
(1)	適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1－3－(1) 参照)	予算額（千円）	21,135,435	16,486,441	20,501,229	16,502,420	14,945,900
(2)	保険事故率の低減に向けた取組 (第1－3－(2) 参照)	決算額（千円）	17,700,590	14,158,642	16,990,016	13,246,931	11,299,006
(3)	求償権の管理・回収の取組 (第1－3－(3) 参照)	経常費用（千円）	1,697,033	1,895,445	1,402,419	1,301,863	1,044,843
(4)	利用者のニーズの反映等 (第1－3－(4) 参照)	経常収支（千円）	2,760,632	842,921	899,594	1,107,251	844,683
(5)	事務処理の適正化及び迅速化 (第1－3－(5) 参照)	行政コスト（注）（千円）	△1,750,245	1,895,467	1,404,412	1,301,863	1,044,895
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-3-(1)参照) (2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-3-(2)参照) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1-3-(3)参照) (4) 利用者のニーズの反映等 (第1-3-(4)参照) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-3-(5)参照)	第1-3-(1)～(5)を参照。	同左	同左	評価：A 3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価 B <評価に至った理由> 5つの小項目のうち、2項目でA、3項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((1)適切な保険料率・貸付金利の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。 $(2項目 \times 3点 + 3項目 \times 2点 + 1項目 \times 2点) / (5項目 \times 2点 + 1項目 \times 2点) = 116.7\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目(1)適切な保険料率・貸付金利の設定)に

					については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
	20 トン以上	－	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	
	その他	－	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	
事業資金								
	20 トン以上	－	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	
	その他	－	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直しの点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 令和5年度の保険料率については、据え置きとする。 ・ なお、第5期中期目標期間以降の検証に当たって、以下のとおり考え方を整理した。 ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、 ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要がある。 ・ 上記の考え方に基づき、第5期中期目標期間において、 ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討する。 ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討する。	<自己評価> 評価：A 保険収支、漁業者の経営状況等を勘案して適切な保険料率を設定した。 これに加え、保険料率算定委員会において、第5期中期目標期間以降の保険料率の見直しの考え方について、資金全体の収支だけではなく、資金毎の理論値の推移に着目して料率の見直しを検討するという視点を示し、さらに、 ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討すること、 ② 事業資金及び経営維持資金については、現時	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利につい	まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		○ 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている貸付予定日の属する月の前々月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討すること を初めて明確に示したと、また、基金協会と情報を共有することによって、継続的安定的な制度運営のための財務基盤の確立に向けた道筋をつけた。 以上のことから、Aとする。 <課題と対応> —	
--	--	--	--	--	---	--

ては、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。						
-------------------------------	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① （百万円）	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158	372,194	
今期保険金支払額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	2,482	－	47	268	704	951	
保険事故率（②÷①）	中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%	0.26%	

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.26%であり、定量的指標（0.95%）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改正に伴う協議実績は無し（令和3年度無し） ・ 大口保険引受案件の事前協議37件の全件（令和3年度60件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議7件の全件（令和3年度14件） イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、効果や有効性が限定的であることや、基金協会が個別に取組を拡大していくには限界があることから、保険事故率低減のために、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要から、運転資金の融資審査と期中管理に着目し、「運転資金の適正な引受規模の考え方」、「期中管理の考え方」及び「行動指針」を基金協会に提示し、令和4年4月から取組を開始した。 ○ 令和4年7月から10月にかけてアンケート調査及び勉	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.26%であり、定量的指標（0.95%以下）の達成度合が120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施するとともに、直接的に保険事故等の抑制に繋がるよう助成事業について、その活用実績等の事例を広く協会に共有するよう取組を行った。 これに加え、保険事故率低減のため、令和4年4月から「期中管理の考え方」等を実施し、基金協会に一定程度浸透し、各基金協会において問	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の期中管理活動等への助成事業（例えば、被保証者の信用調査や、融資機関に同行した被保証先の巡回等への助成）を実施した。 こうした取組により、保険事故率の目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営	

案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報	案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏ま	案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏ま	強会を実施し、上記取組についての浸透状況、取組状況、課題等を把握した。 ○ 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保険事故率低減のための取組について、以下の結論を得た。 ・期中管理の向上に向けた取組 アンケート調査及び勉強会によって、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認したことから、今後は、 ① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指して検討するとともに、 ② 期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、不要な事務の廃止や負担軽減について検討する。 ・既往保証案件の期中管理 令和4年度下期から信用基金として、大口保険引受事前協議対象案件について、条件変更金額等の把握、延滞発生案件の早期把握を行い、現状や方針の確認等による管理を実施、新システム構築により次期中期計画期間における協会等の期中管理の充実・強化を図る。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和5年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整 ○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実にを行った。 ○ 代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部署に対し当該事案の共有を行った。また、基金協会との勉強会を通じ、保険金支払審査上の留意点について説明を行った。 ○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう、令和2年7月に創設した助成事業を引き続き行った。本助成事業により、基金協会においては同事業を活用して、 ① 個人情報情報機関への照会等による信用情報を活用し	題意識をもって期中管理の向上に向けた取組につながることが確認できるなど、効果的な取組ができたことから、Aとする。 <課題と対応> －	上の課題及び改善方策 > － <その他事項> －
--	--	---	---	---	--

の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標 期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	え、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標 期間中の保険事故率：0.95%以下	え、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 また、漁業信用基金協会及び融資機関との情報共有等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 中期目標 期間中の保険事故率：0.95%以下		た保証審査・引受の実施 ② 融資機関等との連携強化（同行巡回等）による延滞発生の未然防止等 ③ 担当職員の資質向上のための研修の実施 などの保険事故率低減のための取組強化が行われた。		
---	---	--	--	---	--	--

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	770	678	596	656	562	442	
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 また、漁業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 回収見込調査は2回実施した。 ○ 求償権回収目標額について、各基金協会から提出された回収見込額の妥当性を確認した上で年間目標額として設定するとともに、過去の平均回収額が高い上位の基金協会に対しては今年度の回収見込額の要因について個別協議、確認を行った。 ○ 求償権回収進捗状況に係る協議 ・ 各基金協会から提出された求償権回収進捗状況表をもとに、回収目標額に対する9月末現在の進捗率が50%に達していない基金協会に対し回収状況の聴き取りを実施した。	<自己評価> 評価：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や基金協会との個別協議を着実に実施した。 これらに加えて、助成事業の活用実績について各基金協会間での共有化を図り、その事例を参考として、基金協会において、信用基金からの助成金を活用し、求償権の管理・回収促進のための取組みが強化された。 以上のことから、Aとする。 <課題と対応> －	評価 A <評定に至った理由> 期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、支払督促、強制執行等の法的措置や弁護士を利用する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

		・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上		・ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から実施している基金協会に対する助成事業を引き続き実施するとともに、令和3年度に引き続き、4年度においても、各基金協会・支所から本事業の活用方法について聞き取り、その内容の各基金協会間での共有化を図った。 本事業により、基金協会においては同事業を活用して、 ① 外部専門家（弁護士、調査会社等）の積極的な活用 ② 担保保全を図るための手続き（代位弁済後の船・不動産等の売却等）、支払督促等の法的措置の実施 ③ 回収専門員の臨時雇用 ④ 管理・回収体制強化のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、ウェブ環境整備） など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。 ・ 特に、助成事業を活用した外部専門家（弁護士等）の積極的な活用、担保保全、支払督促などの法的手続きの実施など、求償権の管理・回収のための有効な事例について、基金協会間で共有化を図ることにより、これまで回収困難であった求償権についても外部専門家等を積極的に活用して回収を図る意識が基金協会に醸成されていることが確認され、助成事業を継続して実施することによる求償権回収の取組強化の効果が発揮された。	
--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3－(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回	8回	22回	19回	20回	
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回	3回	1回	4回	3回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者に対するアンケート調査を行い（1回）、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認した。今後は、 ① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指して検討するとともに、 ② 期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、不要な事務の廃止や負担軽減について検討する。 ○ 令和4年9月末に各基金協会から提出された求償権回収進捗状況表を元に基金協会・支	<自己評価> 評価：B 利用者へのアンケートにより利用者ニーズ等を把握するとともに、求償権回収協議について基金協会・支所に要望をヒアリングした上で、その費用対効果等を踏まえ、毎年9月末時点の求償権回収進捗状況表の提出を省略する等の事務処理等の見直しに取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上	また、融資機関、漁業者等の全国団体、現地水産関係団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上		所にヒアリングを行ったところ、下期（年末や年度末）に約定弁済されるものが多く、9月末時点で進捗把握を行うことで回収の促進が図られるものではないことが確認されたので、令和5年度以降は求償権回収進捗状況表の提出を省略することとした。 ○ 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみつつ、ウェブ会議も積極的に活用しながら、基金協会の各地区ブロック会議や全国協会本所が行う支所会議等を通じた意見交換を20回行った。また、現地水産関係団体との意見交換を3回行った。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（9回）。 ○ 令和3年4月から導入した災害特例保険料率について、5年2月に基金協会から適用申請があり、適用を決定した。		
--	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	8日	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 国の補助事業の保険引受等の状況について、四半期に1回報告を行っている「報告書」の一部で保険引受残高の記載誤りが判明した。 事案原因は、当該事業に係る保険引受一覧表（以下「一覧表」という。）を作成後、一覧表から報告書へ転記を行う際に作成者の記載誤り、また、確認者が誤りに気づくことが出来なかったことにより発生したものであり、再発防止策として、 ① 一覧表からの転記部分をハイライト表示することによる転記ミス防止、	<自己評価> 評定：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 また、特に求償権管理・回収に係る事務処理について信用基金・基金協会双方の事務処理軽減の観点から、協会からの償却・管理事務停止等にかかる諸報告に関して約款・取扱要領を変更して大幅に簡素化・効率化することができ、これについては基金協会からも高い評価を得た。 さらに、求償権回収協議に係る毎年9月末時点の基金協会からの求償権回収進捗状況表の提出についても費用対効果等を踏まえ省略することとした。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求め、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、	応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や	見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確	を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	② 一覧表と報告書の転記部分に確認者が記号を付すことによるチェック漏れの防止を行うことにより、再発防止を図った。 ○ 令和4年度において、求償権管理に係る基金協会から信用基金へ求めている諸報告に関し、令和5年度から稼働する新たな漁業保証保険システムの適用も見据えつつ、基金協会及び信用基金の事務負担軽減の観点から、大幅に簡素化・効率化を図るべく、約款・取扱要領の変更を行った（令和5年2月）。 ○ また求償権回収促進協議に係る事務処理に関し、その費用対効果等を踏まえ、令和4年度からは基金協会への協議・目標額設定方法を簡素化するとともに、毎年9月末時点の求償権回収進捗状況に係る信用基金に対する報告について令和5年度からは廃止することとした。 イ 標準処理期間内の事務処理事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。 <課題と対応> —	
---	---	---	--	--	--	--

保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上				
---	--	---	--	--	--	--